

感染症対策！補助金を活用して ベンティエールを設置、空調設備も更新しませんか？

1次公募

〔公募期間〕 令和4年3月17日(木)～4月19日(火)17時必着

※2次公募が5月中旬から、3次公募が7月上旬から、予定されています。

環境省 補助事業名：令和3年度補正予算（予算案：75億円の内数）

大規模感染リスクを低減するための高機能換気設備等の導入支援事業

執行団体：一般社団法人 静岡県環境資源協会（略称「SERA」）

対象事業者：民間企業、個人事業主、独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、
公立大学法人及び学校法人、社会福祉法人、医療法人、一般社団法人・一般財団法人
及び公益社団法人・公益財団法人、地方公共団体

補助率：**2/3（上限あり）**

対象設備：全熱交換型の換気設備（必須）、高効率空調設備等

※照明設備は対象外（但しCO2削減量の算定においてはLED照明に限り、削減効果の算入可。

算入できるLED照明の削減量は、全CO2削減量の2分の1以下であること）

対象経費：設備費、工事費（撤去処分費等除く）

高機能換気設備、高効率空調設備の導入に補助が受けられます。 導入必須

高機能換気設備 [更新・新設・増設] **CO2センサー付きシリーズは審査の加点対象です！**

全熱交換型ベンティエール

露出設置形

屋外床置形

天井吊形

高効率空調設備 [更新]

FIVE STAR ZEAS

店舗・オフィス用

ビル用マルチ

VRV

GHP X AIR III
GHP エグゼア III

GHP

天井埋込ダクト形

※空調設備は、換気設備と同時に改修するものとし、**換気設備の換気範囲を含む室内に設置されるものに限る。**

・エグゼア及びGHP XAIR(ロゴ)は、東京ガス、大阪ガス、東邦ガスの登録商標です。

<参考> 令和2年度1次補正事業での採択事例

【物件概要】 病院
【企業区分】 個人事業主
【補助対象の部屋】 不特定者使用の室5室、特定者利用の室2室

【省エネ改修の内容】

換気

〔改修前〕換気扇1台〔141m³/h〕+自然換気359m³/h

〔改修後〕高効率全熱交換器3台〔580m³/h〕

空調

〔改修前〕パッケージエアコン2台+ルームエアコン4台〔36.4kW〕

〔改修後〕高効率パッケージエアコン6台〔40.0kW〕

事業費総額

約**620万円**

補助金（約2/3補助）

実質ご負担額

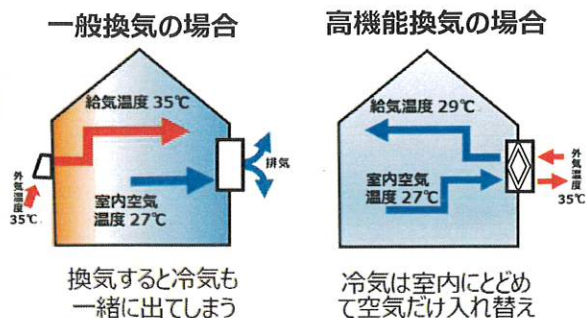
約**210万円**



高機能換気設備導入のメリット

- ① 確実な換気により密閉空間の改善!!
- ② 省エネで光熱費カットしてお得!!

イメージ図



主たる申請要件

全熱交換型の高機能換気設備(ベンティエール等)を導入(更新・増設・新設)すること

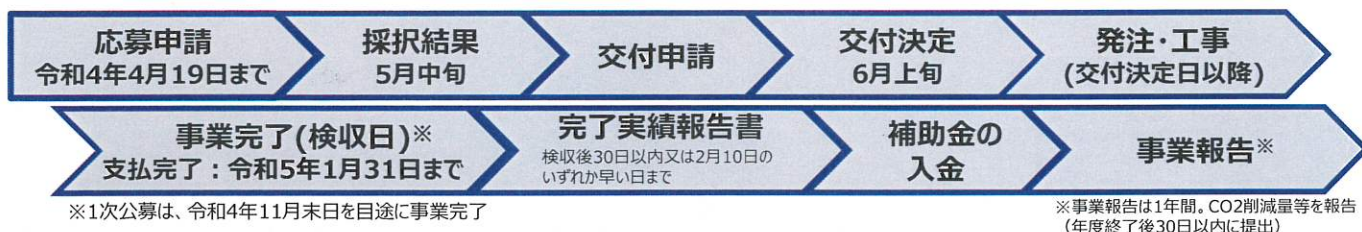
対象室内の換気量を現況換気量以上とすること

導入前に比べて導入後の施設全体または室からのCO2排出量を削減できる事業であること

補助事業の実施期間は単年度。令和5年1月31日までに事業を完了すること
一次公募については、概ね令和4年11月末を目安に事業を完了するスケジュールとすること

事業完了後1年間、当該補助事業によるCO2排出削減効果等について報告が必要
なお、報告する実績が増CO2になった場合は、再エネ電気切替え、外部調達等を実施すること

1 スケジュール



2 対象施設

本事業は、下表に示す民間および地方公共団体の業務用施設等を対象とする。
新築建築物・スケルトン建築物等は対象外。

用途		具体例
事務所等		事務所等
ホテル等		ホテル、旅館等
医療・福祉等		病院、老人ホーム、福祉施設、デイサービス、鍼灸・整体院等
物販店等		百貨店、マーケット、理美容室等
学校等		小学校、中学校、各種学校等
飲食店等		飲食店、食堂、喫茶店等
集会所等	図書館等	図書館、博物館等
	体育館等	体育館、公会堂、集会場、フィットネスクラブ等
	映画館等	映画館、カラオケボックス、ボウリング場等

【対象外の施設や室(例)】

- ・住宅、工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐輪場、倉庫、運動場、卸売市場等
- ・高い開放性を有し、換気の必要のない施設・室

3 補助率

原則、補助対象経費の3分の2

1回の公募ごとの補助金の補助対象経費の上限を2,000万円とする。（補助金の額で上限1,333.3万円）

なお、CO₂排出削減量の補助金額に対する費用対効果を求める算定式から算定した CO₂ 1 t あたりの削減コストが、120,000[円/ t -CO₂]を超える場合は、

補助対象経費 = 必要経費 × 120,000[円/ t -CO₂] ÷ CO₂ 削減コスト[円/ t -CO₂] ※とする。

※CO₂排出削減量の補助金額に対する費用対効果を求める算定式

CO₂ 削減コスト[円/ t -CO₂] = 補助金額[円] ÷ エネルギー起源二酸化炭素の排出削減量[t-CO₂]
(エネルギー起源二酸化炭素の排出削減量[t-CO₂/年] × 耐用年数[年])

4 補助対象設備及び要件

- ①全熱交換型の換気設備の導入は必須とし、設備導入に当たっては、現況換気量以上とすること。
- ②補助対象とする空調設備は、全熱交換型の換気設備と同時に改修するものとし、全熱交換型の換気設備の換気範囲を含む室内に設置されるものに限る。
- ③設備導入前に比べて、設備導入後の施設全体または室からのCO₂排出量の削減が見込めること。
- ④空調・照明の改修を同時に行う際は、全熱交換型の換気設備も含めて施設全体または対象の室でCO₂排出量の削減効果を算出すること。ただし照明は補助対象外とする。（照明において、算入できる削減量は全CO₂削減量の1/2以下であり、非常灯や誘導灯などの法定設備による削減効果は算入不可。）
- ⑤導入設備は、原則として更新前の設備よりもエネルギー消費効率が高いものを選択すること（換気設備は除く）。
- ⑥設備等のうち補助対象となるものについては、JIS 等の公的規格や業界自主規格等への適合確認を示すことができるものを導入すること。

設備等の種類		
高機能換気設備（導入必須）		全熱交換器（導入に当たっては、現況換気量以上を確保すること） ・熱交換率 40%以上 ・非熱交換型換気扇やインバータ制御される送風機等は補助対象外
空調設備 （任意）	・パッケージエアコン ・ビル用マルチエアコン ・ガスヒートポンプ式 エアコン（GHP）等	高効率機器に限る （更新前の設備よりもエネルギー消費効率が高く、申請要件を満たす削減効果を得られるもの） 付帯設備・機器は、空調設備の設置と一体不可分なものに限る
	ルームエアコン	国立研究開発法人建築研究所が示す冷房効率区分（い）を満たす機種に限る。
電気設備 （任意）	分電盤・動力盤等	補助対象となる省エネ機器の設置に伴い必要と認められる場合に限る （補助対象外となる負荷設備にも使用されるものは負荷容量等で対象と対象外を按分し、その計算方法を示すこと）
測定機器 （任意）	電力計等	補助事業にて導入した設備の電気使用量の把握に資するものに限る
工事費		補助事業設備の設置と一体不可分な工事に限る

【補助対象とならない主な経費（例）】

- ・空気清浄機、加湿器、次亜塩素酸噴霧器、エアカーテン、紫外線照明等
- ・照明
- ・補助対象と補助対象外のものをつなぐ配線・配管等は補助対象外、もしくは按分処理を行う（SERA に確認のこと）
- ・CO₂濃度センサー（換気設備搭載型は除く）
- ・既存機器等の撤去・移設・処分費、冷媒ガス処理費等
- ・クロス等の天井復旧に関わる費用

5 補助事業期間

補助事業の実施期間は**単年度**とする。

交付決定日以降に事業を開始し、令和5年1月31日までには必ず事業を完了すること。

補助金の対象となる経費の発注・契約・支出等は、交付決定日以降から可能となる。

一次公募については概ね令和4年11月末を目安に事業を完了するスケジュールとすること。

6 選定方法・審査基準案

審査基準は、今後開催される審査委員会において決定される。

参考として審査基準案を掲示する。

審査基準案	内 容
ア. CO2排出削減量が大いこと	事業により想定されるCO2排出削減量の大きさにより採点する
イ. CO2排出削減手法として費用対効果が高いこと	事業による費用対効果（円/t-CO2）により採点する
ウ. 資金計画の妥当性	資金計画の妥当性について採点する
エ. 財務的基盤	財務的基盤等について採点する

【選定方法】

- ①審査基準に基づき厳正に審査を行い、予算の範囲内で補助事業を選定し、補助金の交付先を採択する。
- ②対象事業の基本的要件に適合しない提案については審査を行わない。
- ③審査の結果、対象事業要件に適合する提案であっても、予算の範囲内で選定するため、補助金額の減額又は不採択となる場合がある。
- ④審査結果より付帯条件、あるいは申請された計画の変更を求める場合がある。

【加点対象】

- ・CO2濃度センサー搭載型の換気設備の導入をする場合は、審査時に加点とする。
- ・換気設備と同時に自主的にCO2濃度センサーを購入し、適正な換気を図ることとした場合も加点とする。
（ただし、CO2濃度センサーは補助対象外）
- ・DC（直流）ブラシレスモーター搭載の換気設備は加点とする。

7 応募申請時の主な必要書類について

- ①応募申請書 ②実施計画書 ③更新前後の配置図 ④経費内訳 ⑤エネルギー供給会社（電力会社、ガス会社等）発行の証明書又は請求書 ⑥省エネ計算シートまたは、独自計算シート（計算の考え方が分かる資料添付）
⑦参考見積書 ⑧経理状況説明書（2カ年分） ⑨交付要件等確認書 ⑩設備設置承諾書
⑪入居者一覧（テナントビルのオーナーが申請する場合） ⑫リース関係、ESCO関係書類 ⑬法人登記簿謄本
⑭不動産登記簿謄本 ⑮応募申請時提出書類一覧表（チェック用）
※詳しくは公募要領P17「応募申請時提出書類一覧表」をご確認ください。

8 問い合わせ先及び提出先

【問い合わせ先】

一般社団法人 静岡県環境資源協会 高機能換気設備事業コールセンター

TEL：050-5050-1335（※令和4年3月24日から4月19日 電話受付開始：9時～17時）

メールアドレス：center@siz-kankyou.or.jp（問合せ用）

※3月24日以前のお問合せにつきましてはメールのみの対応となります。

【応募書類の提出方法と提出先】

応募書類の電子データをE-mailアドレスあてに、電子メールにより提出する。

（1メールあたりで受信できる容量は10MBを目安としてください）。

<提出先>

一般社団法人静岡県環境資源協会

申請先 メールアドレス kanki@siz-kankyou.or.jp（申請専用）

※ 申請にあたっては、執行団体のホームページ上に掲載されている公募要領を必ずご確認ください。